

西尾市都市計画審議会会議録

- 開催日時 令和4年10月18日（木）
午後3時10分～午後5時00分
- 場 所 西尾市役所5階 51会議室
- 議 題 議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（西尾市決定）について
議案第2号 特定生産緑地の指定について
議案第3号 西三河都市計画公園の変更（西尾市決定）について
- 報告事項 1 都市計画マスタープランの策定について
2 立地適正化計画の策定について
3 西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域
広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の概略の案について
- 出席委員 嶋田喜昭 黒柳和義 鈴木正章 磯部雅弘 永山英人
牧千恵子 齋藤種治 朝岡市郎 手島とし子 外山好一
高須ゆき江 梅本雄司 鈴木建宏
- 欠席委員 中根静夫 伊東宏政
- 事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一
技 師 鈴木颯人
公園緑地課長 新實尉則
環境業務課長 渡辺英昭
環境業務課 主任主査 古居 徹
主 査 小池真史
- 公開の有無 公開
傍聴人数 なし

	<p>(開会) 午後15時10分</p> <p>事務局 皆様、お集まりになりましたので、ただ今から令和4年度第2回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>本審議会については、感染防止対策を徹底して開催してまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、西尾市都市計画審議会委員の委嘱についてご連絡をさせていただきます。</p> <p>この6月において委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>西尾市議会議長の鈴木正章様、同じく副議長の磯部雅弘様、同じく経済建設常任委員会委員長の永山英人様、本日は欠席されておりますが、西三河漁業協同組合代表理事組合長の中根静夫様の4名でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、嶋田会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>会長を仰せ使っております大同大学の嶋田でございます。</p> <p>審議会を招集しましたところ、委員の皆様におかれましては公私ともご多忙の中、会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議案は、次第にもありますように、議案第1号から第3号の3件でございます。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、ここからは会長に議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は委員定数15名のうち、13名で、過半数に達しており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。」と規定されておりますので、会議録署名委員を指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に鈴木正章委員、高須ゆき江委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、次第に基づきまして「3議題」に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（西尾市決定）について、議案第2号 特定生産緑地の指定については関連がございますので、一括議題とさせていただきます、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画課長の高須でございます。</p> <p>議案第1号と議案第2号は関連性が高いため、一括で説明させていただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号 1ページをご覧ください。</p> <p>西三河都市計画生産緑地地区の変更の提案理由としましては、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定していますが、同法第14条の規定による生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、土地区画整理事業の仮換地に伴うもの、制限解除に伴い団地の付替えするものについて、一部区域を変更するものです。</p> <p>2ページをご覧ください</p> <p>都市計画変更後の生産緑地地区面積は、約54.1ヘクタールとなります。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>『生産緑地地区の変更理由書』でございます。</p> <p>「4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」としましては、①から⑦までございまして、「5. 今回の都市計画変更の理由と内容」に、理由番号ごとに面積及び団地数をまとめてございます。</p> <p>4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区の変更状況でございます。</p> <p>上段の表は、全体の団地数と面積について、変更前・後の数値を示したもので、団地数が9団地、面積が約1.9ヘクタール減少となっております。</p> <p>下段の表は、変更面積等を団地ごとにまとめた箇所別調書で、除外の主な理由としては「主たる農業従事者の死亡、主たる従事者の故障」によるものなどがございます。</p> <p>続きまして、変更する生産緑地の箇所についてご説明いたしますので6ページからの図面をご覧ください。</p> <p>表示している一団番号が今回の変更団地となり、変更する団地は図面の中に青マルで囲ってあります。</p> <p>6ページ、7ページ、10ページのアルファベットの記載のある個所については、詳細図にて後ほど説明をさせていただきます。</p> <p>8ページ、9ページのアルファベットの記載がない箇所につきましては、買取申出をされたことによる変更した箇所となります。</p>

す。

図面右下の凡例でございますが、市街化区域境界線は赤線、既存の生産緑地地区は緑色で着色、除外する生産緑地地区は黄色で着色しており、土地区画整理事業の仮換地により指定する生産緑地地区は赤色で着色し、新しい一団番号を赤字にて表示しています。

このように、今回変更する生産緑地の箇所を示したものが6ページから10ページまでの図面となります。

11ページをご覧ください。6ページの青マルAの詳細図となります。こちらの生産緑地については、図面中央右側の黒数字で記載のあります一団番号114-10の一部除外に伴い残った生産緑地が面積要件を満たさなくなり、隣接する一団番号114-1に付替えをします。

12ページをご覧ください。6ページの青マルBの詳細図となります。こちらの生産緑地については、上矢田北部土地区画整理事業による仮換地に伴い、図面中央に記載のあります一団番号109-6、109-11、109-13、109-24、109-41、111-1、112-8、112-17を新しい一団番号109-57、109-58、109-59、109-60に付け替えをします。

一団地番号109-53については買取申出をされたことによる変更した箇所となります。

13ページをご覧ください。7ページの青マルCの詳細図となります。こちらの生産緑地については、図面中央やや下側の一団番号202-4の一部除外に伴い残った生産緑地が面積要件を満たさなくなり、隣接する一団番号203-2に付替えをします。又、一団地番号202-12、203-2については買取申出をされたことによる変更した箇所となります。

14ページをご覧ください。10ページの青マルDの詳細図となります。こちらの生産緑地については、図面中央の一団番号600-19の一部除外に伴い残った生産緑地が面積要件を満たさなくなり、一団地を除外します。

最後に、15ページをご覧ください

西三河都市計画生産緑地地区の変更のスケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県への事前協議を5月2日に行い、その回答を5月24日に受けております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を10月3日から17日まで行いました。この縦覧による閲覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。

今後、本審議会の答申を受けまして県知事との協議を経て11月中旬、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。

続きまして、議案第2号をご覧ください。

特定生産緑地の指定についてご説明させていただきます。

議案第2号 1ページをご覧ください。

特定生産緑地の指定の提案理由としましては、申出基準日（令和4年12月4日）が近く到来する生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の意向を基に、良好な都市環境の形成を

事務局

図る上で有効であると認められるものを、生産緑地法第10条の2第1項に基づく特定生産緑地として指定するものです。

2ページをご覧ください。

1の特定生産緑地制度についてでございます。

特定生産緑地制度は、平成30年4月1日施行の生産緑地法の改正により、新しく創設された制度で、現在生産緑地に指定されている農地のうち、所有者等の意向を基に農地の保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものを「特定生産緑地」として市が指定することにより、買取り申出の期日を10年間延期するものです。

対象となる生産緑地は、旧西尾市内で平成4年12月4日に指定された農地が対象となります。

2の特定生産緑地に指定する土地についてでございます。

指定する面積については、議題第1号にて説明させていただきました約54.1ヘクタールの内、対象となる旧西尾市の生産緑地が約34.9ヘクタールございます、このうち、約81%の約28.2ヘクタールを所有者からの提案を受け特定生産緑地へ指定するものです。

3ページから21ページに所有者からの提案を受け、特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧を添付させていただいております。

22ページをご覧ください。特定生産緑地に指定する生産緑地を示す分布図となります。メッシュの図郭番号ごとに23ページから36ページに指定図がございます。

凡例と併せ一部を説明させていただきますので、

33ページをご覧ください。市役所南東の丁田町今川町周辺となります。図面上部中央から左下に向かっている赤色の線が市街化調整区域との境界線となっており、赤い線の左側が市街化区域で、範囲内の桃色で着色された箇所が現在の生産緑地地区となります。

そのうち、緑色の実線で網掛けした箇所が今回の特定生産緑地に指定する農地となります。また、団地番号についても記載してございます。

なお、個々の詳細については時間の都合上、説明は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

2ページにお戻りください。3及び4の特定生産緑地に指定した場合、指定しなかった場合についてでございます。

特定生産緑地に指定した場合は、これまでと同様の税制優遇措置を受けられます。今後については10年ごとの更新制となります。

特定生産緑地に指定しなかった場合は、指定から30年経過したという理由でいつでも買取り申出が可能となりますが、30年経過しても自動で生産緑地の指定は解除されません。また、買取り申出するまでは生産緑地としての行為の制限は継続されます。

固定資産税等の負担は30年経過後から1年ごとに20%ずつ増加し、5年で市街化区域の宅地並み評価となります。

相続税納税猶予を既に受けている場合は、現世代の納税猶予は継続しますが、次世代の相続税納税猶予は受けられません。

事務局	<p>説明しましたように、指定した場合としなかった場合では営農条件や税制措置等が変わってきます。</p> <p>5の指定までの経過についてでございます。</p> <p>令和元年7月30日、8月1日、4日、6日に生産緑地の土地所有者を対象に特定生産緑地制度の説明会を開催し、令和元年9月より土地所有者への意向調査を実施し、指定意向の取りまとめをしております。</p> <p>令和2年8月より指定を希望された農地を対象に指定提案書の受付を開始し、その後に現地調査、指定提案書の取りまとめを行いました。</p> <p>なお、当初の意向調査時には特定生産緑地への指定を希望されませんでしたでしたが、相続等による所有者の変更に伴い指定を希望された方など、希望を変更された土地についても、令和4年9月まで指定提案書の受付、現地調査を随時おこなってまいりました。</p> <p>本日の都市計画審議会にて特定生産緑地の指定について、ご意見をいただき、11月中旬に指定の公示を予定しております。</p> <p>なお、今回特定生産緑地に指定しなかった旧西尾市の生産緑地は今後、特定生産緑地に指定をすることは出来ません。</p> <p>以上、議案第1号・議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2件の議案を一括でご説明いただきましたが、どちらの議案についてでも構いませんので、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委員	はい
議長	齋藤種治委員
委員	特定生産緑地に指定されなかった場合、地権者の方は十分ご理解いただいていますか。
事務局	指定しなかった場合という事ですが、本人様から意向調査の回答を頂き、確認をさせていただいております。
議長	ちなみに、全対象の全所有者から意向は確認されていますか。
事務局	所有者全員から意向をいただいております。その後、指定される方に関しては、実印を押印していただき確認しております。
議長	ありがとうございます。他に意見等はよろしいでしょうか。
委員	はい
議長	鈴木正章委員

委員	<p>確認ですが、全所有者より確認されているという事ですが、この間、当事者が亡くなり相続が発生している事も想定されますが、そのような方に対しても確認済みという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>相続に関しては、登記簿にて昨年度と今年度の2回取得しており、登記簿にて所有者の変更が確認出来た方に対しては連絡をし、説明をさせていただいており、全ての対象の方にご理解いただいていると考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他に意見等はございませんか。</p> <p>私から質問させていただきます。</p> <p>議案第2号の資料の2ページに特定生産緑地の指定についての説明がございしますが、対象となる生産緑地は西尾市内で平成4年に指定された生産緑地が対象と記載してありますが、その後など他に指定された農地があるのですか。</p>
事務局	<p>合併前に旧市内で平成4年に指定させていただいております。その後、合併しまして西尾市になりました旧三町については平成28年に指定をさせていただいておりますので、旧西尾市と旧三町の指定に差があります。その為、旧三町の実産緑地に関しては平成28年の指定から30年経過した時点で同様の手続きが必要となっております。</p>
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>今回は西尾市内で対象が約35haあり、その内、81%を特定生産緑地に指定して10年間継続するということですか。</p>
事務局	<p>はい。そういう御理解で結構です。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>もう1点、参考までに教えてください。</p> <p>買取りを申請された方の今後の手続き等、市の対応についてご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>30年経過した農地については農業従事者の証明が不要になります。現在、農業従事者の証明を農業委員会に依頼しており解除までに4か月程度を要しておりますが、農業委員会への確認が無くなりますので1月程短くなります。手続きとしては買取り申出書を提出いただき、各関係機関へ買取りの照会させていただくのですが、その前に農業委員会への依頼が無くなり解除まで3か月程度で許可が可能となります。</p>
議長	<p>買取り申出の提出された土地の利用に関して、市としてはどのような対応をされますか。</p>

事務局	利用に関して特に宅地にするのか農地のままかは把握しておりません。多くの方は宅地化にする方が多いと思います。
議長	市から斡旋等はされていませんか。
事務局	市の方では、関係機関の県や庁内には買取り申出の提出について周知させていただいております。そこで買収希望があれば話は進みますが、現在のところそのような案件は無いと記憶しております。
議長	市としても有効利用できるものがあれば、市民農園や公園等、ある程度まとまった土地でないと難しいと思いますが、折角、都市緑地として存在するので市としての考え方を聞きたかったのですが、特に無いという事ですか。
事務局	公園や市民農園に使用出来れば良いのですが、そこまで考えていないのが現状でございます。
議長	分かりました。 もう1点お聞きしてもよろしいでしょうか。 解除することによって生産緑地が飛び地になってる事があるのですが、どのように整理していますか。
事務局	現在、平成4年の指定時より国の基準は緩和されており、隣り合う街区、距離等の基準が緩くなり、西尾市としても生産緑地については緑地の保全を考えておりますので、一団の考えを緩くして隣り合う街区と併せて一団とする方向で考えておりますので、面積要件が足らなくなった農地をむやみに解除という考えではございません。
議長	例えば、議案第1号の12ページに109-58という一団がありますが、右側の三角地が飛び地で存在するように思えますが生産緑地として残しても使用価値が無いように思えますがいかがでしょうか。
事務局	ここは区画整理中でして、図が分かり難くて申し訳ありませんが109-58という一団は同じ街区で、周辺を道路囲まれた形になっており街区は同じ街区となります。109-57と109-58の間に道路があります。
議長	それであれば、三角地も接道しているという事でよろしいか。
事務局	はい。接道はしております。
議長	分かりました。民地の中に三角地があるように思えたので使用し難いのではと思ってしまいましたが接道しているのであれば結構です。

議 長	<p>他にご質問等よろしいでしょうか。 特に質疑もないようですので、採決をさせていただきたいと思 います。</p> <p>議案第1号、議案第2号について、原案のとおり承認すること に、ご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めていただきましたので、議案第1号、議案第2 号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 西三河都市計画公園の変更（西尾市 決定）について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>公園緑地課長の新實でございます。よろしく申し上げます。 失礼ですが、着座にて説明させていただきます。 議案第3号西三河都市計画公園の変更（西尾市決定）について 説明をさせていただきます。</p> <p>1 ページをご覧ください 提案理由といたしましては、都市計画公園の適正配置を図るた め、にしのみ茶公園を追加し、地域住民の利用に供するものであ ります。</p> <p>ここでのしのみ茶公園という名前ですが、この公園の利用者によ るワークショップにて決定した公園名でありまして、公園の位 置する上町が抹茶の産地であることから、抹茶をコンセプトと した公園にしたいという地域住民の方々の思いもあり、ワークシ ョップの話し合いにおいて西野町地区の西野町をひらがなにし、 「にしのまち」と「まっ茶」を合わせた名前になります。</p> <p>続きまして2 ページをご覧ください。 にしのみ茶公園の計画書でございます。にしのみ茶公園の位置 は、上町丸山と下屋敷で面積は約0.46ヘクタールでございます。</p> <p>3 ページをご覧ください。にしのみ茶公園の位置を示したも のでございます。</p> <p>少し見にくくて恐縮ですが、図面中央の吹き出しから左下に矢 印が出ている先が公園の位置でございます。</p> <p>この地域において良好な環境を確保するとともに、災害時など の一時避難場所としてもご利用いただけるよう、配置するもので ございます。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちらはにしのみ茶公園の計画図で ございます。この公園は旧西野町保育園の跡地で、概ね長方形 で、西側と北側の道路に接しております。</p> <p>5 ページをご覧ください。都市計画策定の経緯と概要でござい ます。説明会は、令和4年1月21日に行いまして、愛知県との事 前協議は、令和4年7月6日に行い8月31日に回答をいただい ております。表の中段、案の縦覧でございますが、都市計画法に基 づき、9月1日から同月15日まで、2週間の縦覧を行いまして、</p>

事務局	<p>縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、知事協議を経て、11月下旬に、告示を予定しております。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委員	はい。
議長	黒柳和義委員
委員	今、お示しを頂きましたこの場所は都市公園とするということでしょうか。
事務局	はい。都市公園とします。
委員	都市公園とした場合、以前は西尾市の都市公園の面積が少なかったと記憶しておりますが、面積率は基準値に達するののか。
事務局	にしのみ茶公園の計画前までは64箇所で一人当たりの面積が5.05㎡程度でありまして、ここが0.46ヘクタールでありますので人口で割っても0.1㎡も増えません。基準値は一人当たり10㎡ですので、まだまだですが基準値に向けて増やしていく次第でございます。
委員	ありがとうございました。都市公園については不足気味という事ですので、先程の生産緑地の農地を本来、「公共施設などの敷地に供する土地として」と記載もあるので、西尾市は生産緑地に指定しても、区画整理を除いて殆どが買ってないので、逆にそういった生産緑地で面積が確保できる場所があれば公園を作っていけば良いと思いますので、今後も市の検討課題として申し出させていただきます。
議長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
委員	はい。
議長	鈴木正章委員
委員	この公園の面積は0.46ヘクタールという事ですが、地元との調整の中で具体的な公園の使い勝手を踏まえて内容については案として出来ているのか、これからなのかをお伺いします。

事務局	現段階で8月に第1回ワークショップを行い、その会においてにしのま茶公園に公園名が決定しました。11月13日には第2回ワークショップを行う予定でして、ゾーン決めや構想が出来つつある段階です。そこでの案で決定ではありませんが地元案を基に計画策定を進める予定です。
委員	11月13日に第2回ワークショップという事ですが、基本的には公園については地元の意向を尊重して進めて行くという理解でよろしいですか。
事務局	意見を全て取り入れるのは難しいと思いますが、参考にしながら予算の関係もございますので、なるべくご意向に答えられるような形にしながら、計画をしていきたいと考えております。
委員	もう1点よろしいでしょうか。 説明の中で、この公園は災害時の避難場所にというお話がありましたが、危機管理課にて避難場所の指定をされるという理解でよろしいですか。
事務局	危機管理課にて災害時の避難場所という訳ではなく、公園という施設がそういう存在であるという事でございますので、危機管理課にて指定する予定は現段階ではありませんが、今後、指定される可能性もあると思います。
議長	住民から要望で防災施設として備蓄倉庫を設置等の意見は出ていませんか。
事務局	ワークショップにて意見は出ており、今後、検討していく材料であるのは間違いありません。
議長	ちなみに、このワークショップとはどのような方が参加されているのですか。若い方の参加などはありますか。
事務局	町内会長を始め、コミュニティ推進、小学校のPTA、保育園の父母の会等、若いお母さま方も参加したワークショップとなっております。
議長	いわゆる手作り公園みたいな形で、造った後は管理まで行ってもらえるのでしょうか。
事務局	西尾市としてはその様な考えではありますが、これから話をしていく段階でございまして、愛着を持って管理していただくために公園名も決めていただきましたし、今後、そのような話をしたいこうと思っております。
議長	是非、そのようになると良いと思います。 他に意見等はよろしいでしょうか。

委員	はい。
議長	磯部雅弘委員
委員	この公園に接している道路の幅員と標高が分かりましたら教えてください。
事務局	まず、道路幅員ですが、西側の県道米津平坂線ですが幅員としては5 m弱くらいでございます。北側の市道上町西部8号線も同様で5 m弱です。標高については詳しい数字は分かりませんが、5.6mくらいになると思われます。
議長	周辺道路についてはセンターラインが無く、6 m以下の幅員ということでしょうか。
事務局	はい。そのとおりです。
議長	この公園の出入り口はどこになるのですか。接道している部分が全て出入り口となるのですか。
事務局	出入り口についてもワークショップで決めていく予定ですが、現段階で第1回目の案では西側と北側と思います。
議長	南側がアプローチの様な土地となっていますが、出入り口にならないのですか。
事務局	ここは保育園跡地でありまして、南側は保育園の時の送り迎えの際に使用していた出入り口で4 m程度ありますが、ここを出入り口にする案は出ておりません。だからと言って止める訳ではなく、アプローチは3箇所とも入る事は出来ます。
議長	私が勘違いしていたのは、街区公園ですので基本的には駐車場は設けないと思っておりましたが、駐車場は造るのですか。
事務局	ワークショップでは、何度も街区公園ですので駐車場はありませんと発言しておりますが、地元の意向で造って欲しいと全ての案にはありました。
議長	街区公園となると0.25ヘクタールくらいが標準となるので、街区公園にするとやや大きな公園というのは確かですので、駐車場も作って公園自体は普通の街区公園くらいになるという事ですか。
事務局	0.25ヘクタールより若干広めの街区公園になると思います。

議 長	分かりました。駐車場も造るという事で、その際は北側の市道と西側の県道から出入りするということですか。それとも駐車場は県道側からしか出入り出来ないとかですか。固めた方が良いと思います。
事務局	その件に関しましても、今からワークショップにて決定していく内容となりますので、11月13日に提案された案を基に今後検討していく予定です。
委 員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他にいかがでしょうか。
委 員	はい。
議 長	高須ゆき江委員
委 員	ワークショップを開催しており、町内会長様、PTA、保育園の父母の会の方等が参加されていると説明がありましたが、今後、ワークショップを何回開催される予定でいますか。 また、ワークショップには総勢何名の方が参加されているのか教えてください。
事務局	ワークショップに関しては、あと1回、11月13日の予定ですが、まだ話がある場合は3回目まで予定しておりますが、現段階で3回目は未定でございます。 ワークショップの参加人数としましては、第1回の参加者は38名で欠席者を含めると総勢45名程度と思います。
委 員	多くの方が参加しているので、意見が多く出て若いお母さま方の意見が通ると良いと思いますので、よろしく申し上げます。
事務局	分かりました。
議 長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか その他、意見等ないようですので、採決をさせていただきたいと思えます。 議案第3号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

議 長	<p>続きまして、4 報告事項に入らせていただきます。</p> <p>① 「都市計画マスタープランの策定について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>都市計画課の青山でございます。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>令和3年から都市計画マスタープランの策定を進めており、令和3年12月23日に第1回目、令和4年5月12日に第2回目の報告をさせていただきます。</p> <p>8月26日に都市計画マスタープラン等策定委員会を開催しましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、報告事項1資料をご覧ください。</p> <p>表紙の裏面に目次がございますのでご覧ください。</p> <p>前回までの都市計画審議会では、「第1章はじめに」から「第2章全体構想」まで説明させていただいており、時間も限られておりますので本日は第3章地域別構想について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>第3章 地域別構想（案）でございます。</p> <p>1. 地域区分の設定です。</p> <p>平成23年に旧3町と合併し現在の行政区となっておりますが、概ね旧市町ごとの生活圏が形成されていることや、現在の都市計画マスタープランの内容を踏まえて、市内を6地区に分けて地域別構想を定めることとしました。</p> <p>地域別構想策定に向け、地域住民の声を把握し計画に反映させていくため、市内6地区で7月中旬に第2回地域別懇談会を開催しました。都市マス案の説明をおこない、ご意見や共創の取り組みアイデアをいただき計画に反映させています。</p> <p>41ページをご覧ください。</p> <p>Ⅱ. 地域別まちづくり構想です。</p> <p>6地区ごとに、（1）地区の現況、（2）地域別懇談会等の意見、（3）地域づくりの課題、（4）地区のまちづくり方針、そして【まちづくりの方針図】、最後に【主な施策の一覧】をまとめてあります。</p> <p>なお、説明につきましては（1）地区の現況については説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、1. 西尾・米津地区です。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>（2）地域別懇談会等の意見でございます。</p> <p>昨年11月と本年7月に開催した地域別懇談会の意見となります。上段は「こんなまちになったらいいな」という題目で考えていただいたまちづくり川柳、中段では分野別に主な意見、共創まちづくりの提案等がまとめてあります。</p> <p>主な意見としましては、道路・交通では（都）安城一色線の整備、水と緑では八ツ面公園の整備、共創まちづくりの提案等としましては、土地利用では西尾駅周辺整備、水と緑では草刈りやごみ拾いなどの意見がありました。</p>

事務局	<p>商工・金融関係者の意見としましては、交通インフラ整備を進めて欲しいとの意見がありました。</p> <p>(3) 地域づくりの課題としましては、都心拠点として西尾駅周辺にさらなる都市機能の集積など7つを課題としております。43ページをご覧ください。</p> <p>(4) まちづくりの方針でございます。</p> <p>地区の将来像を「ワクワクするような西尾の顔づくり」とし、都市機能の充実と歴史、文化資源を活用した魅力づくりなど3つを副題としました。</p> <p>①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。44ページをご覧ください。</p> <p>まちづくり方針図でございます。河川改修促進、(都)安城一色線の整備促進、中心市街地の活性化や歴史文化資源を活かしたまち並み形成など、まちづくりに重要となる施策について、吹き出しで示しています。</p> <p>45ページをご覧ください。</p> <p>主な施策の一覧で、44ページの方針図で示した施策などをまとめてございます。</p> <p>次に 2. 平坂・寺津・福地地区でございます。</p> <p>47ページをご覧ください。</p> <p>(2) 地域別懇談会等の意見でございます。</p> <p>主な意見としましては、道路・交通では福地駅の改修やバス路線の拡大、共創まちづくりの提案等としましては、土地利用では憩いの農園を中心とした集客の最大化、道路・交通では南北幹線道路の整備などの意見がありました。</p> <p>商工・金融関係者の意見としましては、工業だけでなく、農業にも着目する必要があるとの意見がありました。</p> <p>(3) 地域づくりの課題としましては、市街化区域内に住宅地と工業地が混在しているなど5つの課題としております。48ページをご覧ください。</p> <p>(4) まちづくりの方針でございます。</p> <p>地区の将来像を「道路整備が進み産業が発展した活力ある地域づくり」とし、広域幹線道路が交わる活気ある市街地の形成など3つを副題としました。</p> <p>①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。49ページをご覧ください。</p> <p>まちづくり方針図でございます。矢作川西尾緑地の保全、憩いの農園周辺の魅力づくりなど、まちづくりに重要となる施策について、吹き出しで示しています。</p> <p>50ページをご覧ください。</p> <p>主な施策の一覧で、49ページの方針図で示した施策などをまとめてございます。</p> <p>次に、3. 室場・三和地区でございます。</p> <p>52ページをご覧ください。</p> <p>(2) 地域別懇談会等の意見でございます。</p>
-----	--

事務局	<p>主な意見としましては、土地利用では工場周辺の整備、水と緑では公園・遊び場の整備、共創まちづくりの提案等としましては、土地の利用では道の駅岡ノ山の駐車場拡大、道路・交通ではバイパス周辺の渋滞解消などの意見がありました。</p> <p>商工・金融関係者の意見としましては、交通インフラ整備（道路）を進めて欲しいとの意見がありました。</p> <p>（３）地域づくりの課題としましては、大規模工業地と周辺環境の調和など５つを課題としております。</p> <p>53ページをご覧ください。</p> <p>（４）まちづくりの方針でございます。</p> <p>地区の将来像を「豊かな自然と産業が調和した地域づくり」とし、河川、農地、丘陵地の自然環境を活かした交流の拡大など３つを副題としました。</p> <p>①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。</p> <p>54ページをご覧ください。</p> <p>まちづくり方針図でございます。道の駅にしお岡ノ山の機能充実や古川緑地の活用など、まちづくりに重要となる施策について、吹き出しで示しています。</p> <p>55ページをご覧ください。</p> <p>主な施策の一覧でございます。</p> <p>54ページの方針図で示した施策などをまとめてございます。</p> <p>次に４．一色地区でございます。</p> <p>57ページをご覧ください。</p> <p>（２）地域別懇談会等の意見でございます。</p> <p>主な意見としましては、道路・交通では（都）安城一色線の整備、都市防災では海岸の堤防強化、共創まちづくりの提案等としましては、土地利用では佐久島観光拠点、都市環境では外国人を含めた町内のごみ出し分別の指導などの意見がありました。</p> <p>商工関係者の意見としましては、一色中学校を役場跡地への移転など思い切った施策展開をしてはどうかとの意見がありました。</p> <p>（３）地域づくりの課題としましては、地域生活拠点として一色支所周辺にさらなる生活利便施設の集積など７つの課題としております。</p> <p>58ページをご覧ください。</p> <p>（４）まちづくりの方針でございます。</p> <p>地区の将来像を「地域資源と観光資源を活用した地域づくり」とし、生活利便性の高いコンパクトな市街地づくりなど３つを副題としました。</p> <p>①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。</p> <p>59ページをご覧ください。</p> <p>まちづくり方針図でございます。一色支所周辺に生活利便施設の集積促進や（都）斉藤一色線の整備推進など、まちづくりに重要となる施策について、吹き出しで示しています。</p>
-----	---

60ページをご覧ください。
主な施策の一覧で、59ページの方針図で示した施策などをまとめてごさいます。
次に 5. 吉良地区でごさいます。
62ページをご覧ください。
(2) 地域別懇談会等の意見でごさいます。
主な意見としましては、土地利用では上横須賀駅周辺、吉良吉田駅周辺に商業・飲食施設の集積、共創まちづくりの提案等としましては、水と緑では堤防の草刈り、都市環境では声かけ運動の充実などの意見がありました。
商工関係者の主な意見としましては、合併後、旧3町に活気がないとの意見がありました。
(3) 地域づくりの課題としましては、地域生活拠点として吉良支所周辺にさらなる生活利便施設の集積など9つの課題としております。
63ページをご覧ください。
(4) まちづくりの方針でごさいます。
地区の将来像を「自然、歴史、観光、産業が調和した地域づくり」とし、生活利便性の高いコンパクトな市街地づくりなど3つを副題としました。
①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。
64ページをご覧ください。
まちづくり方針図でごさいます。(都)西尾吉良線の整備促進や吉良温泉周辺の活性化促進など、まちづくりに重要となる施策について、吹き出しで示しています。
65ページをご覧ください。
主な施策の一覧で、64ページの方針図で示した施策などをまとめてごさいます。
次に 6. 幡豆地区でごさいます。
67ページをご覧ください。
(2) 地域別懇談会等の意見でごさいます。
主な意見としましては、土地利用では住宅地整備や集合住宅の供給、都市環境では空き家の有効活用、共創まちづくりの提案等としましては、土地利用では海と食の観光、水と緑では三ヶ根山の再活用などの意見がありました。
商工関係者の主な意見としましては、定住人口・交流人口拡大のため、魅力ある施設づくりをする必要があるとの意見がありました。
(3) 地域づくりの課題としましては、名鉄蒲郡線の各駅の魅力づくりとともに鉄道利用の促進など8つの課題としております。
68ページをご覧ください。
(4) まちづくりの方針でごさいます。
地区の将来像を「三ヶ根山と三河湾を活かした地域づくり」とし、生活利便性の高いコンパクトな市街地づくりなど3つを副題としました。

事務局	<p>①土地利用の方針から⑤都市環境の整備方針につきましては記載のとおり、取りまとめをしています。</p> <p>69ページをご覧ください。</p> <p>まちづくり方針図でございます。県有地の有効活用の検討促進や名鉄蒲郡線の利用促進など、まちづくりに重要となる施策については、吹き出しで示しています。</p> <p>70ページをご覧ください。</p> <p>主な施策の一覧で、69ページの方針図で示した施策などをまとめてございます。</p> <p>以上が、地域別構想となります。</p> <p>策定委員会での意見としましては、まちづくり方針図で産業拠点が示されているが、各地区どれくらいの面積なのか。また農業者への影響を考えているかとのご意見をいただきました。</p> <p>事務局としましては前回示した面積と変わってなく、面積については他課で工業立地選定の業務を行い整理しているので確認するとし、ハザード情報や道路の整備状況などを考慮し、工場地として利用できるか判断しているので、農業者への影響まで考慮したものではないと説明しました。</p> <p>また、津波避難タワーについてもご意見をいただきましたので、予定箇所については、方針図に示すこととしました。</p> <p>その他に、公共交通に関する意見や、河川の維持管理に関する意見をいただきましたので、関係課に伝えることとさせていただきます。</p> <p>いただいた意見を踏まえ事務局で修正し、委員長の確認を前提にご承認をいただいております。</p> <p>次回の都市計画審議会では、策定委員会で審議された最終案を報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、報告事項1の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、報告事項ではございますが、何かご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>齋藤種治委員</p>
委員	<p>49ページに方針図がございしますが、ここに憩の農園周辺の魅力づくりと記載されておりますが、今回、憩いの農園を農業者の地産地消のマイレージを少しでも減らす目的で造っております。</p> <p>今回、市のご努力で農業を観光支援として利用する目的でこの地域の開発が進められるという事で事業が進んでおります。今現在、西尾市の花としてバラがあります。一次産業で言いますと西尾市はお茶、うなぎ、海老せんべいの3点がホームページ等にもあげられますが、西尾市の花はバラの花でありますので、少しでも西尾市の花としてバラの花をアピールするようにはしていきたい。</p>

委員	<p>また、支援学校の東側に観光を兼ねた工場進出計画があると聞いておりますが、是非とも農業に関する施設などを周辺で検討していただきたいです。具体的には農業公園、体験農園など農業と観光がマッチングするような地域にしていきたいと思いますので、行政のお力添えをお願いします。これは要望です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局として何かコメント等がありますか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。49ページに交流拠点として緑色で囲ませていただいておりますが、道の駅、一色さかな広場や憩いの農園など人が集まるエリアを交流拠点として位置付けをしています。このエリアに対しては観光開発が可能なエリアとしての位置づけを市では考えておりますので、ご意見頂いたような施設も可能かと思えます。その為、出ていただけるようであればご相談いただければと思います。また市としましてもこの地区は工場ではなく農業に関する施設が良いのではと考えておりますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>黒柳和義委員</p>
委員	<p>数点お聞きします。</p> <p>①先程の説明で矢作川リフレッシュ道路の話がありましたが、はっきりした起終点の説明がありませんでしたが、西尾市の計画の無さが発展の遅れとなっていると思えます。矢作古川の最上流に分流堰が出来ましたが、将来的に上部をリフレッシュ道路として使用できる様な下部工にするはずであったが、西尾市にリフレッシュ道路の計画が無いと回答がされたとの事で上部利用が出来ない構造で完成している。リフレッシュ道路の話は25年ほど前から南北道路の位置付けにもなる事から矢作川本流の両岸にリフレッシュ道路にすると決まったものの、近隣市である碧南市、安城市、岡崎市はかなり進んでいますが西尾市が一番遅れています。</p> <p>②道の駅の駐車場についても、計画段階から駐車場が狭いという話があったにも関わらず、今になって手戻りの様な話が出ておりますが、現段階でどのくらいの面積にする計画があるのか教えてください。</p> <p>③上横須賀駅にロータリーを造る計画があると聞いておりますが、大手企業の工場が出来ることで従業員が増えることから自動車通勤を極力控えて頂くために駅のロータリーだけでなく、パーク&ライド方式を用いて進めていく事によって一般交通量の抑制にもなり、新しいまちづくりを計画するのであれば将来性のある上横須賀駅にしたらどうかと考えます。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。何点か質疑がありましたけど、事務局いかがでしょう。</p>
事務局	<p>リフレッシュ道路については都市計画マスタープランに記載させていただいておりますが、現在、田貫町の矢作川緑地周辺は完成しております。そこから上流については市としても進めようとした時期がありました。実際に携わっていませんので聞いた話ですと上塚橋から上流は茶畑の関係もあり事業に対して理解が得られず難しいと聞いております。そこから上流ですと米津橋をどのような線形で通過するか、新渡場町の住宅密集地をどのようにするか等問題になったと聞いております。</p> <p>分派堰の辺りは市が作らないという話は初めて聞きましたが、分派堰を通過できるような構造にして、将来的に防災ステーションが出来上がった頃には道路整備したいと聞いております。しかし、都市計画マスタープランに記載することにより少しでも進捗が出来ると良いと思っておりますので、ご意見を聞いた上で検討していきたいと思えます。</p> <p>道の駅の駐車場については、現段階では拡大したいという思いがあるのみで記載させていただきました。その為、面積等もこれから検討していきますので詳細については何も決定しておりません。国・県の補助金を得るためにも都市計画マスタープランに記載した方がよい考え、位置付けをした上で今後庁内での検討をしていくという段階です。</p> <p>上横須賀駅のロータリー整備につきましては進めて行く考えです。名鉄の利用促進も含めてバスが停車する形を想定しており、企業進出される通勤車両を減らす目的もあります。名鉄利用促進も含めて駅からバスで出勤していただく等、都市計画マスタープランに位置付けて整備していくという事でご理解いただきたいと思えます。</p>
委 員	<p>いろいろ回答いただきましたが、リフレッシュ道路については他の自治体が進んでおり、西尾市が遅れているのは明白であります。一番難しい問題として米津橋と名鉄の高架橋の貫通させる方法だと思います。名鉄の高架橋も老朽化しているので架け替え計画や都市計画道路安城一色線の橋が施行される前に西尾市としてリフレッシュ道路の計画をしてないと他の計画に含まれず出戻りにならないようにお願いします。上横須賀駅のロータリーについては、企業の従業員の方はバスで通勤されると思いますが、周辺の住民が電車を利用するのに駅周辺に駐車が出来て名鉄を利用できるような将来性のある新しいまちづくりを提案します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 提案等がありましたので、事務局で検討をお願いします。 他にいかがでしょうか。 都市計画マスタープランについては改めてご審議をお願いしますので、次の報告事項に移りたいと思えます。</p>

議 長	報告事項 2 「立地適正化計画の策定について」事務局から説明を求めます。
事務局	<p>都市計画課の青山でございます。引き続き説明させていただきます。</p> <p>報告事項 2 資料 1 の目次をご覧ください。</p> <p>前回の都市計画審議会では、「序章 計画策定の主旨」から「第 4 章都市機能誘導区域及び誘導施設」までを報告させていただいております。</p> <p>「第 3 章居住誘導区域」では、区域設定の考え方をステップ 1 からステップ 3 までの検討フローに沿って進めることや、「第 4 章都市機能誘導区域及び誘導施設」では、区域設定の考え方や考えられる誘導施設などについて説明をさせていただいております。</p> <p>本日は、本市の実情を踏まえ事務局案として設定しました居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設について説明させていただきます。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>第 3 章 居住誘導区域でございます。</p> <p>1 居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう設定する区域です。</p> <p>32ページをご覧ください。検討フローとなります。</p> <p>33ページからSTEP 1 として居住誘導区域に定める区域の検討、35ページからSTEP 2 として居住誘導区域に含めない区域の検討、39ページはSTEP 3 とし居住誘導区域の設定を進めました。</p> <p>図の居住誘導区域をご覧ください。緑色斜線で囲まれた区域を居住誘導区域と設定しました。</p> <p>41ページをご覧ください。</p> <p>第 4 章 都市機能誘導区域及び誘導施設でございます。</p> <p>1. 都市機能誘導区域とは、一定のエリアと誘導したい機能を当該エリア内において明示することにより、医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の誘導を図る区域です。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>区域を定める拠点は、青色破線で囲んである都市拠点の西尾駅周辺、地域生活拠点の一色支所周辺、吉良支所周辺、幡豆支所周辺、新生活拠点の上横須賀駅周辺の 5 つの拠点到設定します。</p> <p>43ページをご覧ください。4. 誘導施設についてです。</p> <p>(1) 基本的考え方は、鉄道駅や支所周辺等の都心拠点や地域生活拠点等に都市機能を維持・誘導し、人口密度を維持するために必要な生活サービス施設等を確保するものです。</p> <p>(2) 誘導施設の分類</p> <p>誘導施設については、中段の機能面からみた施設分類、下段の生活圏からみた施設に分類されます。</p> <p>44ページから47ページは機能面からみた施設分類の立地状況の資料となり、49ページからは市民意向について記載しています。</p>

51ページをご覧ください。

誘導施設の設定は、立地状況や市民意向などを踏まえ、表のとおりとしました。行政施設、医療施設、介護・福祉施設、子育て施設、主な教育施設は近隣生活圏での生活に欠かせない施設であるため、設定しないこととし、商業施設や一部区域を除き生涯学習施設について設定をしました。

52ページをご覧ください。

都市機能誘導区域の範囲を上段の表で、区域基準と境界線の基準をお示しております。

下段の図で、緑色斜線でお示した居住誘導区域内に、青色斜線で囲まれた区域を都市機能誘導区域と設定しました。

A3の報告事項2資料2をご覧ください。

居住誘導区域と都市機能誘導区域を拡大した詳細図となります。

赤線で囲われているのが市街化区域、青色斜線で囲われているのが都市機能誘導区域、緑色斜線で囲われているのが居住誘導区域となります。

1ページ目は全体図で、次ページ以降の図面割についてもわかるように地区名が記してあります。

2ページから12ページが各地区の図面となっております。

報告事項2資料1へお戻りいただき、53ページをご覧ください。

第5章 誘導施策でございます。

居住誘導や都市機能等を誘導するための講ずべき施策を、1. 居住誘導に関する施策から55ページの5老朽化した都市計画施設の整備まで、整理をしています。

56ページをご覧ください。第6章 届出制度でございます。

都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項の規定に基づき、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」外での一定規模以上の開発行為又は建築行為について、届出が必要となります。

56ページと57ページに届出の対象となる行為について記載してございまして、届出は着手する30日前までに届出が必要となります。

58ページをご覧ください。

第7章 防災指針でございます。

1. 防災指針の概要 (1) 防災指針とは、近年、全国各地で自然災害が多発しており、自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

下段の策定フローをご覧ください。災害リスクの情報と各種都市情報の重ね合わせによる分析を行うことで、主に居住誘導区域内における防災上の課題を抽出、課題に対応する取組方針を明ら

事務局	<p>かにし、具体的な取組及び今後のスケジュールを定めます。 その分析結果について59ページから66ページにまとめてごさいます。 67ページをご覧ください。 第8章 目標指標と進行管理でございます。 施策の効果を客観的に評価・分析するため、立地適正化計画の基本的方針の実現をめざす、定量的な「数値目標」を設定します。また、数値目標の達成により「期待される効果」を設定します。 数値等も含め、今後策定委員会で検討していくとしています。 以上が、立地適正化計画の説明となります。 策定委員会での意見としましては、居住誘導区域に含めない区域とした3m以上の浸水区域のうち、リスクに応じたハード・ソフト対策を講じた区域は居住誘導区域に含めるという理解でよいかと意見をいただきました。事務局としまして、対策を講じた上で居住誘導区域に指定すると説明しました。 また、誘導施設の設定では現状の施設について触れていないが、維持管理が重要となってくるとの意見をいただきましたので、土地利用の誘導方針に記載することとしました。 いただいた意見を踏まえ事務局で修正し、委員長の確認を前提にご承認をいただいております。 次回の都市計画審議会では、策定委員会で審議された最終案について、都市計画審議会でご審議いただきますのでよろしく願います。 以上、報告事項2の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、何か意見等ありましたらお願いします。</p> <p>特に無ければ、この案件も次回の都市計画審議会にて審議していただく案件ですので、次の報告事項に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項3「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>環境業務課長の渡辺です。座って説明させていただきます。 それでは報告事項3の資料1ページをご覧ください。 はじめにですが、本日ご説明する都市計画の概略の案は、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、都市計画の変更手続を行うにあたり、「都市計画運用指針」に基づき、令和4年5月に公表した「都市計画の構想段階評価書」及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、構想段階評価書で設定した複数の都市計画の概略の案から、単一の概略の案としてとりまとめたものです。 次に、「2. 構想段階評価書における複数の都市計画の概略の案の内容」について説明いたします。</p>

事務局

概略案としましては、施設の配置についてA案（煙突西側配置）とB案（煙突東側配置）の2案及び、煙突の高さについて①案の80mと、②案の59mの2案の合計4案を設定しました。

2ページをご覧ください。

「3. 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた都市計画の概略の案の考え方」についてですが、構想段階評価書における複数案の比較では、評価分野のうち、「事業コストの適正」について、煙突高さの低い59mの②案の方が事業コストは小さいと評価しました。構想段階評価書の案に対する一般からの意見では「建設予定地の選定経緯」等について意見がありました。

同時に公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」では、大気質、景観について、複数案の環境影響の比較を行い、影響の程度は同程度であると評価しました。その後、愛知県知事意見として、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」などが通知されました。

これらを勘案し、複数案から単一の概略の案への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行いました。

まず、（1）煙突高さについてですが、煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、構想段階評価書において、いずれの案も重大な影響がないことを確認しておりますが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から、工場棟と合わせて建築することで敷地を有効に活用することが可能で優位となる②案（59m）を採用することとしました。

なお、煙突高さを59mとしたことから、煙突と建屋は一体型とすることとしました。

次に、（2）施設の配置についてですが、施設の配置に係る景観への影響については、構想段階評価書において、いずれの案も重大な影響がないことを確認しておりますが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、A案（煙突西側配置）の方が、プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A案（煙突西側配置）を採用することとしました。

参考として、施設配置案を図に示しています。

3ページをご覧ください。

次に、「4. 都市計画の概略の案」について説明いたします。

都市計画の種類は、「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）」、名称は、現在と同じ「西尾市クリーンセンター」、位置は、「西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか」、区域は、現在は図に示す赤色の約4.39ヘクタールで青色で示す約0.06ヘクタールの範囲を加え、変更後の面積は約4.45ヘクタールでございます。

4ページをご覧ください。

最後に、「5. 今後の予定」ですが、現在は、「都市計画の概略の案」の段階であり、来月の11月1日から11月30日までの間、

<p>事務局</p>	<p>公表を行ってまいります。また、その期間中に環境影響評価の「方法書」の内容と合わせて説明会を行う予定です。</p> <p>その後、令和5年度から令和6年度にかけて「都市計画原案の作成」など都市計画の手続を行う予定としております。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>ありがとうございます。それではご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>黒柳和義委員</p> <p>既存の焼却施設の煙突の高さと新しく計画している煙突の高さ59mではどのくらい違うのか。</p> <p>また、既存施設の川側に計画していますが、駐車場が不足すると思われる。現在でも市民のゴミの持ち込みが多い日には40分以上待つことがあるが、工事が着手されると今以上に混雑が予想されると思うが分かる範囲で回答をお願いします。</p> <p>煙突の高さについて、既存の煙突の高さは80mとなっております。今回、計画しております煙突の高さは59mと20mほど低くなる計画をしております。その理由としまして、今現在の環境予測では80mと59mでは環境への影響に大きな違いがないと予測をしております。その上で低くなれば建設コスト、建設期間という面で有利となり現在は59mの煙突を考えております。</p> <p>駐車場については現段階でも検討課題となっております。特に建設中の期間は不足しがちになる事が予想されますが、工夫をしながら皆様にご迷惑が掛からないよう進めて行きたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。他にございますか。</p> <p>はい。</p> <p>鈴木正章委員</p>
<p>議長 委員 議長 委員</p>	<p>今、質問のありました煙突の件で確認させてください。</p> <p>現在の処理施設を建設する際に私が対策委員を兼ねていた時期がありました。既存の煙突が80mになった経緯が北風の吹いた際に80m無いと山を越えず煙が滞留してしまう恐れがあるという事で80mに嵩上げをした経過があると記憶しておりますが、今回、20m低くても問題が無いと判断されてはいますが、どのような過程で問題が無いという結論になったか詳しく教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>今現在、環境影響評価では予測という形での評価となっております。今後、報告書を作成するまでに具体的な調査を行っていき</p>

<p>事務局 議長 委員 議長 委員</p>	<p>ます。その結果にて59mでは支障があるという判断になれば煙突の高さを見直すことを考えております。今現在の予測の中では大きな差が無いとなっております。また、山については南側に岡山がありますが、煙突と同程度の高さであり、煙突については排ガスの熱量によって実際の煙突の高さ以上に有効煙突高というものがありまして、実際には煙突の高さ以上まで排ガスを噴き上げる効果があるため、現段階では問題が無いと判断しております。</p> <p>既設の施設を建設する際にも80mにした根拠として、何らかの調査等の科学的根拠があると思います。当時、低くても影響に差が無いのに敢えてコストを掛けたとすれば、それなりの理由があると思います。その為、既設の処理施設を建設した当時の資料を再度確認していただき煙突の高さを決定していただきたいです。見直しによりコストが上がってしまったり、施設自体の設計にも大きく影響しますので、しっかり確認していただく事をお願いさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。 今の件については評価委員会があると思いますので、申し伝えていただければと思います</p> <p>他にいかがでしょうか。 特に無ければ、本日、予定しておりました議題、報告事項すべての案件が終わりました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、次第の「5 その他」であります。全体をとおして何か質問等はございますか。</p> <p>特に無いようでございますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より2点連絡させていただきます。 1点目は、本日の議事録を事務局にて作成いたしました後に、会議録署名委員に指名されました鈴木委員、高須委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願い致します。 2点目は、次回の都市計画審議会の予定でございます。次回は令和5年3月16日（木）午後2時を予定しておりますので、ご承知ください。</p> <p>これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。</p>

事務局

たきます。

本日は、長時間ありがとうございました。

(閉会) 午後17時00分